

(参考)

## 林業作業に必要な免許、技能講習及び 安全衛生教育

区分		種類	選任すべき作業又は業務の内容	選任又は就業できる者	免許又は講習を受けることができる者
免許	作業主任者	林業架線作業主任者	機械集材装置の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材の作業	林業架線作業主任者の免許を受けた者	① 免許試験に合格した者 ② 大学又は高等専門学校で科目を修めて1年以上経験ある者 ③ 高等学校で科目を修めて3年以上経験ある者 ④ その他労働大臣が定める者
		地山掘削作業主任者	掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削の作業	地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者	① 地山の掘削の作業に3年以上従事した経験を有する者 ② 大学高等専門学校又は高等学校において土木建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者でその後2年以上地山の掘削の作業に従事した経験を有する者 ③ その他労働大臣が定める者
技能講習	はい作業主任者	高さが2 m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業	はい作業主任者技能講習を修了した者	はい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者	
就業制限	移動式クレーンの運転業務	クレーンの運転の業務	つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転の業務	クレーン運転士免許を受けた者	特に制限なし
		移動式クレーンの運転業務	つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務	移動式クレーン運転士免許を受けた者	特に制限なし

区分	種類	選任すべき作業又は業務の内容	選任又は就業できる者	免許又は講習を受けることができる者
技能講習		つり上げ荷重が1トン以上5t未満の移動式クレーンの運転業務	当該業務にかかる技能講習を修了したものの	特に制限なし
	就	フォークリフトの運転の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォークリフト運転技能講習を修了した者</li> <li>その他労働大臣が定める者ほか</li> </ul>	特に制限なし
	業	ショベルローダー又はフォークローダーの運転業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>ショベルローダー等運転技能講習を修了した者</li> <li>その他労働大臣が定める者</li> </ul>	特に制限なし
	制	車両系建設機械（整地運搬積込用及び掘削用）の運転の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両系建設機械（整地運搬積込用及び掘削用）運転技能講習を修了した者</li> <li>その他労働大臣が定める者</li> </ul>	特に制限なし
	限	玉掛けの業務	制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が	玉掛け技能を修了した者

区 分	種 類	選任すべき作業又は 業 務 の 内 容	選任又は就 業できる者	免許又は講習を受け ることができる者	
		1トン以上のクレーン，移 動式クレーン若しくはデリ ックの玉掛けの業務	•その他労働 大臣が定め る者ほか		
安 全 衛 生 教 育	特 別 教 育	玉切装置の設 置の業務	玉切装置（電気式）の電気 回路の敷設もしくは修理の 業務	当該業務に係 る特別教育を 修了した者	特に制限なし
		フォークリフ トの運転の業 務	最大荷重1トン未満のフォ ークリフトの運転（道路上 を走行させる運転を除く） の業務	当該業務に係 る特別教育を 修了した者	特に制限なし
		ショベルロー ダー又はフォ ークローダー の運転の業務	最大荷重1トン未満のショ ベルローダー又はフォーク ローダーの運転（道路上を 走行させる運転を除く）の 業務	当該業務に係 る特別教育を 修了した者	特に制限なし
		機械集材装置 の運転の業務	機械集材装置の運転の業務	当該業務に係 る特別教育を 修了した者	特に制限なし
		困難を伴う伐 木及びかかり 木等の処理の 業務	胸高直径70cm以上の立木の 伐木、胸高直径が20cm以上 でかつ重心が著しく偏して いる立木の伐木、つりきり その他特殊な方法による伐 木又はかかり木で、かかっ ている木の胸高直径が20cm 以上であるものの処理の業務	当該業務に係 る特別教育を 修了した者	特に制限なし
		チェーンソー による伐木造 材等の業務	チェーンソーを用いて行う 立木の伐木、かかり木の処 理又は造材の業務	当該業務に係 る特別教育を 修了した者	特に制限なし
		車両系建設機 械（整地運搬 積込用及び掘 削用）の運転	機体重量が3トン未満のト ラクター、モーターグレー ダー、トラクターショベル 等で、不特定の場所に自走	当該業務に係 る特別教育を 修了した者	特に制限なし

区 分	種 類	選任すべき作業又は 業 務 の 内 容	選任又は就 業できる者	免許又は講習を受け ることができる者
安 全 衛 生 教 育	の業務	できるものの運転（道路上 を走行させる運転を除く。） の業務		
	特別 教育	締め用機械 （ローラー） の運転業務	当該業務に係 る特別教育を 修了した者	特に制限なし
	教 育	巻上げ機の運 転の業務	当該業務に係 る特別教育を 修了した者	特に制限なし
		クレーンの運 転業務	当該業務に係 る特別教育を 修了した者	特に制限なし
		玉掛けの業務	つり上げ荷重が1トン未満 のクレーン、移動式クレー ン又はデリックの玉掛けの 業務	当該業務に係 る特別教育を 修了した者
指 作 業 指 揮 者	作 業	車両系荷役運搬機械等を使用する作業	車両系荷役運搬機械等（ショベルローダー、フォークローダー、貨物自動車等）を用いて作業を行うとき、当該作業の指揮 車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの脱着の作業を行うとき当該作業の指揮	
	指 揮	車両系建設機 械の修理等の 作業	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの脱着の作業を行うとき、当該作業の指揮	
	者	貨物自動車及 び構内運搬車 の積み卸し作 業	一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車及び構内運搬車に積む作業又は貨物自動車及び構内運搬車から卸す作業（ロープ掛け、解きの作業、シート掛け外しの作業を含む）の指揮	
		危険物を取り 扱う作業	危険物を取り扱う作業を行うとき、当該作業の指揮	